

四街道市土木工事標準仕様書

(総則)

- 第1条 この仕様書は、四街道市が発注する土木工事（以下「工事」という）の適正な施工を期するため、請負者が守らなければならない工事仕様の標準を示すものである。
- 2 この仕様書は、土木工事の施工に関する一般的事項を示すものである。
- 3 工事請負契約書（以下「契約書」という）の第1条第1項に規定する仕様書とは、この仕様書及び千葉県土木工事共通仕様書をいう。ただし、特に定める事項については、特記仕様書、施工条件明示一覧表及び現場説明書に明記するものとする。
- 4 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- ①**請負者**とは、当該建設工事の請負契約の当事者及び工事請負契約書第10条の規定により選任された現場代理人をいう。
- ②**主任技術者等**とは、工事請負契約書第11条の規定により選任された主任・監理技術者又は専門技術者をいう。
- ③**発注者**とは、工事請負契約書第10条の規定により選任された監督職員をいう。
監督職員とは、当該工事を担当しその施工に係り、総括、主任及び担当監督員をいう。
- ④**指示**とは、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- ⑤**承諾**（承認）とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。
- ⑥**協議**とは、書面により契約図書協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ⑦**立会・確認**とは契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。
- ⑧**段階確認**とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。
- ⑨**工事検査**とは、四街道市建設工事検査要綱に基づき検査職員が建設工事請負契約書第33条、第39条に基づいて給付の完了及び一部の支払いのために確認を行うことをいう。

(工事施工の原則)

- 第3条 工事は、発注者と請負者が連絡体制を密にして、それぞれの責任区分に応じて一致協力し行うとともに、請負者は契約書、設計図書の他この仕様書及び特記仕様書並びに別に定める千葉県土木工事施工管理基準に基づいて、誠実に工事を施工しなければならない。

(施工計画)

- 第4条 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。請負者は施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、請負者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することが出来る。
- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表（施工体制台帳を含む）

- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理（安全対策）
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 建設副産物関連（再生資源の利用の促進計画書、処分承認、受入承諾書等を含む）
- (14) その他

- 2 施工計画の内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し変更に関する事項について、変更計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 3 監督職員が指示した事項については、請負者はさらに詳細な施工計画を立て提出しなければならない。

（工事測量）

- 第5条 請負者は、契約締結後速やかに必要な測量を実施し、基準標の確認、仮BMの設置、用地境界、中心線縦断及び横断等を確認しなければならない。なお、仮BMを設置するための基準点は監督職員と協議するものとする。
- 2 測量標、位置及び高さの変動のないように適切な保護をしなければならない。
 - 3 用地幅杭、仮BM及び重要な工事用測量標は移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することが出来る。
 - 4 工事に必要な丁張り、その他工事施工の基準となる仮設標識は請負者が設置し、監督職員が指示したものは立会・確認（段階確認）を受けなければならない。

（諸法令の遵守）

- 第6条 請負者は工事施工にあたり、関係法令（共通仕様書1－1－38に列記）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。
- 2 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
 - 3 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告しなければならない。

（官公署に対する手続き）

- 第7条 請負者は、工事施工のために必要な関係官公署に対する手続きを遅滞なく処置しなければならない。これに要する費用は請負者の負担とする。
- 2 手続きの際、関係官公署に対して交渉を要するとき、又は受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し指示を受けなければならない。
 - 3 請負者は、工事中関係官公署及びその他の機関に対して緊密な連絡を取り、協調を保つとともに、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

（工事書類の整備及び保管）

- 第8条 請負者は工事中、工事日報、材料検収簿、納入伝票、工事打合せ書並びに千葉県土木工事施工管理基準に基づく各種試験、記録（工事写真を含む）等を常時整備して、監督職員が要求したときは、閲覧に供さなければならない。
- 2 工事が完了（出来形を含む）したときは、完了届け（出来形検査願い）とともに千葉県土木

工事施工管理基準に基づく記録（工事写真を含む）及びその他の関係資料を監督職員に提出しなければならない。（尚、納入伝票の提出については不要とする）

（支給材料及び貸与品）

第9条 支給材料及び貸与品は、設計図書に定めるところにより、監督職員、請負者両者立会いのもとに、監査及び確認して、引渡し又は返還するものとする。

2 請負者が、支給材料又は貸与品の修理を行う場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

3 支給材料又は貸与品は、他の工事へ流用してはならない。

（現場発生品の処置）

第10条 請負者は、工事に伴い施工現場において発生したものは適正な処分を行うこととし、特に定めのないものについては、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

（工事現場の管理）

第11条 請負者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省事務次官通達）、土木工事安全施工技術指針（昭和57年建設省大臣官房技術参事官通達）及び関係諸法令に基づいて、常に工事現場の安全対策に留意し、事故の未然防止に努めなければならない。

2 請負者は、工事施工中建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年4月建設大臣官房技術審議官通達）に基づき周辺住民の生活環境の保全に努めなければならない。

3 請負者は、工事現場及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物、特に上・下水道、ガスパイプ、電話ケーブル等の所在並びに構造を関係機関において確認し、施工方法を協議し、これらの構造物に対し支障を及ぼさないよう施工しなければならない。

4 請負者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところにより万全の措置を講じなければならない。

5 請負者は、異常な自然（天然）現象、その他の災害に対し平素から十分な注意を払い、常にこれに対処できるように準備しておかなければならない。

6 請負者は、工事現場の風紀取締り及び衛生の管理並びに火災、盗難その他の事故防止について責任を持って対処しなければならない。

7 請負者は、隣接の工事現場又は同一場所で施工する別の工事がある場合には常に相互協力して紛争を起こさないよう留意しなければならない。

8 土砂又は岩石等を採取する場合は、気象情報等に注意し、崩落、地すべり等による災害を未然に防ぐよう、万全の措置を講じなければならない。

9 工事施工に伴って生じた建設副産物（普通残土、建設廃材・汚泥を含む）は設計図書及び建設副産物特記仕様書に基づき適正に処理するものとし、不法処理してはならない。

10 請負者は、工事運搬路として道路を使用する場合は、資材等の落下により既設構造物及び第三者に対して被害を与えないよう、留意しなければならない。

11 請負者は工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施工方法を取ってはならない。

12 工事用材料、機械器具等は交通及び諸施設の障害とならないように配置し、いかなる場合でも許可なく支障物件を工事現場以外の道路上に置いてはならない。

13 請負者は、工事現場において事故が発生したときは、速やかに監督職員、所轄警察署などの関係機関へ連絡・報告するとともに適切な処置をとり、第三者の安全確保に努めなければならない。

14 前各号に定める場合のほか、工事施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。

（公衆安全管理）

第12条 請負者は、工事現場の一般通行人の見やすい場所に工事名、工事箇所、工事期間、発注者名、請負（施工）者名、連絡先（電話番号等）及び現場代理人若しくは主任技術者氏名などを

記入した大型の工事標示板を設置するものとする。

- 2 請負者は、道路に係る工事の施工に当っては、交通の安全及び規制につき、監督職員、道路管理者及び交通管理者（所轄警察署）と打ち合わせるとともに、道路標識令、道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年8月建設省道路局長通知）及び道路工事保安施設設置基準（昭和55年7月建設省関東地方建設局長通知）に基づき必要な処置を講じなければならない。
- 3 請負者は、工事現場を立入禁止しようとするときには、あらかじめ監督職員の承諾を受けて、その区域を板囲い、ロープ等により適切に防護するとともに、立ち入り禁止表示の処置を講じた後、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
- 4 請負者は、工事施工のため第三者に危険を及ぼす恐れがある箇所には、注意を促すための標識を設けなければならない。この場合において、夜間は適度な照明を灯すとともに、危険箇所には赤色灯などを設置しなければならない。
- 5 請負者は、道路上又は道路の付近で工事を行うときは、所定の保安施設を設置するとともに作業中には工事区域外について必要に応じて適切な人数の保安要員及び交通整理員を配置し、第三者の安全確保に努めなければならない。
- 6 請負者は、工事期間中安全巡視を行い、特に工事区域内及びその周辺の監視や連絡を密にするなど安全確保に努めなければならない。
- 7 請負者は、工事中周辺住民等から苦情又は意見などがあつたときは、誠意をもって対応し速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 8 道路交通の規制又はその解除を行う場合は、関係官公署に対する手続きが完了した後に実施するものとする。

（休日又は夜間などの作業）

第13条 請負者は、工事の施工の都合により、休日又は夜間などの作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

- 2 防災又は交通安全対策等緊急を要する場合において、監督職員が作業時間の延長又は夜間作業の必要を認めたときは、その指示に従わなければならない。

（軽易な規模の施工）

第14条 請負者は、設計図書又は特記仕様書等に表示されていないものであつて、工事施工上又は工事目的物の維持上欠くことのできない軽易な工事については、監督職員と協議し、施工しなければならない。

（施工中の疑義）

第15条 請負者は、設計図書又は特記仕様書及びこの仕様書等に記載されていない事項及び工事施工中に疑義が生じたときは、遅滞なく監督職員と協議しなければならない。

（跡片付け）

第16条 請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃しかつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し検査終了後撤去するものとする。

（工事の検査）

第17条 請負者は、四街道市建設工事検査要綱に基づいた完成（出来形）検査を受けなければならない。工事が完成したときは速やかに完了届けを監督職員に提出し検査の実施に備えなければならない。

- 2 請負者は、完了届けを提出する際には、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

①設計図書（追加、変更指示も含む）に示されるすべての工事が完了していること。

②設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理記録資料、工事関係図面及び工事報告書などの資料の整備が全て完了していること。

3 請負者は、工事の検査（完成・出来形を含む）に現場代理人、主任技術者等と同時に立ち合わなければならない。

（前払い金の請求）

第18条 請負者は、工事前払い金の請求において工事価格を基準とすること。